

○香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例

令和2年3月23日

条例第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、香芝市総合計画基本構想(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。)の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。